



グリーンローンの概要

■資金調達概要

借入人	東北電力株式会社
貸付人	株式会社岩手銀行
資金使途	当社グループの東北自然エネルギー株式会社が運営する松川地熱発電所における発電設備の更新費用
プロジェクト概要	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地：岩手県八幡平市 ●経緯：日本最初の地熱発電所として1966年に運転を開始。更新工事後の出力は現状の地熱資源採取量の維持と最新鋭の設備採用により最適化を図った規模。 ●定格出力：(更新前) 23,500kW (更新後) 14,990kW ●工事期間：2022年工事開始、2025年運転開始予定 <p>図：発電所の全景（イメージ）</p>  <p style="text-align: center;">↓</p> 
外部評価	<p>【評価】</p> <p>「東北電カグリーン／トランジション・ファイナンスフレームワーク」はDNVより、グリーン・トランジションファイナンス等に係る各種基準等への適合性についての評価を受けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クライメート・トランジション・ハンドブック2020（ICMA）※1 ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針2021（金融庁、経済産業省、環境省）※2 ・グリーンボンド原則2021（ICMA）※3

	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022（環境省）※4 ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則2020（ICMA）※5 ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022（環境省）※6 ・グリーンローン原則2021（LMA 等）※7 ・サステナビリティ・リンク・ローン原則2022（LMA 等）※8 ・Climate Bond Standards(v.3.0)及び参照可能な技術基準（CBI）※9
--	--

- ※1 「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2020」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）の主導の下でクライメート・トランジション・ファイナンス・ワーキング・グループにより策定され、特に排出削減困難なセクターにおいて、トランジションに向けた資金調達を目的とした資金用途を特定したファイナンスまたはサステナビリティ・リンク・ファイナンスに際して、その位置付けを信頼性のあるものとするために推奨される、発行体レベルでの開示要素を明確化することを目的としたハンドブックです。
- ※2 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針2021」とは、金融庁・経済産業省・環境省において、クライメート・トランジション・ファイナンスを普及させ、より多くの資金の導入による国内における2050年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現への貢献を目的として策定されたものです。
- ※3 「グリーンボンド原則2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- ※4 「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022」とは、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンボンド原則及びサステナビリティ・リンク・ボンド原則との整合性に配慮しつつ、我が国におけるグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンド市場の健全かつ適切な拡大を図ることを目的として、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。
- ※5 「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2020」とは、ICMAが2020年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティングに係るガイドライン（The Sustainability-Linked Bond Principles）をいいます。
- ※6 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022」とは、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンについてグリーンローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを国内でさらに普及させることを目的として、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。
- ※7 「グリーンローン原則2021」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）（以下、LMA等という。）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインです。
- ※8 「サステナビリティ・リンク・ローン原則2022」とは、LMA等により2019年に策定・公表され、2022年に改訂されたサステナビリティ・リンク・ローン等の商品設計、開示及びレポーティングに係るガイドラインです。
- ※9 「気候ボンド基準3.0版（Climate Bonds Standard Version 3.0）」とは、国際NGOであるCBI（Climate Bonds Initiative）が当該債券について、パリ協定における2℃目標と一致していることを、厳格な科学的基準に基づいて認証する基準です。当該基準は、CBIにより作成された国際的に幅広く認知された基準で、認証プロセス、発行前・発行後要件やセクター別の適格性・ガイダンスが含まれており、「グリーンボンドの環境に対する貢献度についての信頼性や透明性を確保すること」を目的としています。気候ボンド基準ではセクター別基準が運用されており、当該グリーンボンドが対象とするプロジェクト及び資産の適格性の判断においては、該当するセクター別基準を満たしている必要があります。

以上